

## 自動車事故報告規則上における傷害の取扱いについて

### 自動車事故報告規則 第2条（定義）

(3) 死者又は**重傷者**（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）**第5条第2号又は第3号**に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの

(7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令**第5条第4号**に掲げる傷害を生じたもの

※ (3) の『重傷者』とは、**塗りの傷害**を受けた者をいう。

※ (7) の車内事故（バス・タクシーなど）により、乗客に**塗りの傷害**を生じた場合に事故報告書の提出が必要。

### 自動車損害賠償保障法施行令

（昭和30年政令第286号）

（保険会社の仮渡金の金額）

**第5条** 法第17条第1項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者1人につき、次のとおりとする。

1 死亡した者 290万円

2 次の傷害を受けた者 40万円

イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

ハ 大腿又は下腿の骨折

ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、**医師の治療を要する期間が30日以上**のもの

3 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 20万円

イ 脊柱の骨折

ロ 上腕又は前腕の骨折

ハ 内臓の破裂

ニ 病院に入院することを要する傷害で、**医師の治療を要する期間が30日以上**のもの

ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

4 **11日以上医師の治療を要する傷害**（第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 5万円